平成２６年（フ）第２２号
長崎県島原市上新丁１丁目2493番地、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―703号
債務者　馬場　　修
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１１７４号
神奈川県藤沢市長後977番地の６　ドミールピアⅡ101
債務者　福山　君子（旧姓安樂）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４４号
東京都八王子市子安町１丁目51番12号めぐみ荘103号
債務者　細矢　路晴
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
愛知県高浜市屋敷町７丁目５番地15
債務者　加藤　百合
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
東京都武蔵村山市大南１丁目72番地の６
債務者　渡邉　栄治
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６１号
東京都八王子市長沼町134番地238
債務者　稲毛　直基
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
熊本県八代市上片町1360番地２
債務者　岡村由香里（旧姓一村）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１７６号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番１―1207号
債務者　鈴木麻菜子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３１号
東京都町田市真光寺２丁目18番地１真光寺市営住宅１―101
債務者　渡邊　香織
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２号
沖縄県沖縄市照屋１丁目２番６号
債務者　仲宗根あつ子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３０１号
静岡市駿河区中村町247番地　グランドソレイユＦ棟
債務者　濱　かおり
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６３８号
福岡市中央区荒戸１丁目１番８―404号
破産者　有限会社レフテクノ
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３号
静岡県伊東市湯田町３番６号
破産者　合資会社山善
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
福岡県大野城市中１丁目４番１号
破産者　豊永株式会社
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３号
千葉県山武市沖渡550番地１
破産者　清恵設備有限会社
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６１７号
東京都武蔵村山市大南２丁目139番地の１第二かずみ荘205号
破産者　北折　　勉
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２６号
東京都八王子市小比企町1354番地４
破産者　株式会社ライフブランカ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部